

平成24年6月7日

各施設長 様
各障害福祉サービス事業所管理者 様
各地域活動支援事業所代表者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

施設・事業所の盗難防止について

日頃は、本市の障害福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、先日、市内の障害福祉施設で盗難の被害が発生しました。

被害にあわれた施設は、出入口の窓ガラスが割られ、事務所内の金庫等がこじ開けられ現金が盗まれました。また、利用者工賃の支払準備、バザーの終了直後等の状況により通常より多い金額の現金を保有していました。

こうした中で、皆様におかれましては、盗難防止を図るため、現金のみならず、通帳や印鑑・個人情報等について、改めて盗難防止対策の徹底を図るようお願いいたします。

主な注意すべき点

① 保管する現金の少額化

- ・口座振り込みによる現金受入方法の拡大を図る。
- ・日々の銀行への入金を徹底する。
- ・不要な現金を事務所に置かない。

② 保管場所の検討と金庫等の活用

鍵のかかった書棚等に保管し、金庫自体の盗難防止対策を講じる。

③ パソコン内の個人情報の盗難防止対策

外部メモリーの活用やパソコン本体の盗難防止対策を講じる。

④ 施錠の徹底

玄関や通用口のほか、事務室や机の引き出し・キャビネット等を施錠

⑤ 防犯体制の強化

侵入経路になりやすい窓ガラスに防犯フィルムを貼る、センサー設置等

(指定事業係)